

経営円滑化貸付（災害対応貸付）のご案内

県が指定する災害により、経営の売上減少等により、経営の安定に支障が生じている中小企業者を支援します。

【平成30年7月豪雨・平成30年台風第20号・第21号を対象災害に指定】

1 融資対象者

- (1) 県内で事業を営む中小企業者及び組合等で、県が指定する災害により、事業所等に床上浸水または半壊以上の被害を受け、市町が発行する「り災証明」を有する方

※床上浸水または一部損壊でも、事業用資産（機械、原材料、商品等）に被害を受けたことを証明する「被災証明書」を有する場合は、利用可能

- (2) 県内で1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合等で、県が指定する災害により影響を受け、最近1か月間*の売上合計高等が前年同期に比べて5%以上減少している方

※「最近1か月間」は、H30年7月からH30年10月のいずれか1か月間を指します。

2 融資条件

	融資対象者（1）	融資対象者（2）
融 資 限 度 額	2. 8億円	1億円
融 資 利 率	1～3年目：無利子 4年目以降：年0.4%（固定）	年0.4%（固定）
融 資 期 間	10年以内（うち据置2年以内）	
資 金 使 途	災害復旧に必要な設備資金 及び運転資金	運転資金
担 保 ・ 保 証 人	保証協会または金融機関の定めるところによる （第三者保証人不要）	
信 用 保 証	原則必要	
受 付 期 間	＜7月豪雨＞ 平成30年9月25日（火）申込受付分から 平成31年3月29日（金）融資実行分まで ＜台風20・21号＞ 平成30年9月25日（火）申込受付分から 平成31年3月29日（金）融資実行分まで	＜7月豪雨＞ 平成30年9月25日（火）申込受付分から 平成30年9月28日（金）融資実行分まで ＜台風20・21号＞ 平成30年9月25日（火）申込受付分から 平成30年11月30日（金）融資実行分まで

3 申 込 先

申し込みは、県制度融資の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県制度融資を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

または最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関または信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件などがある場合もあります。

